



交通事故で受診された方へ

当院は全力で治療に取り組みますので、以下の点をご理解下さいますようお願いいたします。

1 交通事故診療の場合、自動車の保険を使うことが優先されます。

自動車の保険には、自賠責保険・任意保険(人身傷害保険を含む)があります。

公的保険(健康保険・労災保険)を使用した際に発生する窓口負担は患者さんに支払っていただきます。

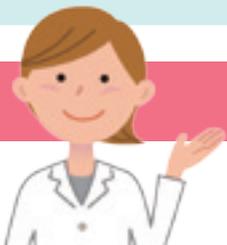
2 交通事故によるケガの診療は被害者であっても患者さんが「診療費」を医療機関に支払うことが原則です。

交通事故の診療を受ける場合は、損害保険会社が「診療費の一括払い(立替払い)」を行うこともあります。

損害保険会社が診療費の支払いを行わない場合は、患者さんが支払うことになります。

3 交通事故診療における医業類似行為者(接骨院・整骨院・あんま・はり・きゅう・カイロ等)による施術を受ける前に医療機関にご相談ください。

医師の指示のない施術に対しては責任が持てません。



不明な点は当院窓口までご相談ください。